# 熊本県立大学改革基本方針

平成16年7月

熊 本 県

## はじめに

昨今の国際化・情報化の進展、少子高齢化の進行等大学を取り巻く環境が大きく変化し、大学に求められる役割も多様化してきています。また、大学間競争の激化に伴い、大学のあり方そのものが問われる時代ともなっています。

そのような中、平成14年9月、「熊本県立大学あり方検討会議」を設置し、 熊本県立大学の役割及びあり方等について御議論いただいたところですが、平 成15年10月に、「地域に根ざし、地域に有為な人材を育成する大学」とな るため、様々な改革の必要性とともに地方独立行政法人化が改革を進める上で 有効な手段であるとの報告をいただきました。

この報告を受けて、今回、県では、これからの時代にふさわしい熊本県立大学を構築するべく、様々な改革内容と地方独立行政法人化に関する考え方を「熊本県立大学改革基本方針」としてまとめました。

なお、この「基本方針」では、熊本県立大学の現状における課題及び今後の方向性並びに検討すべき事項をまとめ、法人化への移行時期を平成18年4月としております。今後、法人化するまでの間に、大学運営や教育研究の内容等につきましては、この「基本方針」において整理した事項の検討を進め、別途「中期目標」を策定することとしております。

今後、これら一連の改革を実施し、熊本県立大学が、ますます地域、県民の 皆様の期待に応えられる大学となるよう、全力を挙げて取り組んで参りますの で、皆様方の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

平成16年7月

熊本県知事 潮谷 義子

# 目 次

第	1 1 2 3		大大「厳	学学大し	をへ学い	取の全財	り期入政	巻待時状	くの代況	環高」・	境まの・	のり到・	変・来・	化 · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2 2 2 2
第	2		県	立	大	学	の	存	在	意	義	•	役	割	۲	目	指	す	ベ	ㅎ	大	学	像	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
第	3		改	革	^	の	具	体	的	取	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	1 (	1	大))	社	会	の	=	_	ズ	に	対	応	す	る	教	育	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4 4 5
	2 ( ( (	1	各)))	文環	学境	部共	· 牛	· 学	• 部	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6 6 7 7
	(	1 2 3	大))))	文環ア	学境ド	研共ミ	究生二	科学ス	· 研 ト	・究レ	科一	・・シ	· •	・・ン	· · 研	· ·	· • 科	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8 8 8 8
	4		設	置	者	ح	し	て	の	取	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
第	4		改	革	実	現	の	た	め	の	方	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	1		公	立	大	学	法	人	化	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	2 ( ( ( (	1 2 3 4	法))))	人法目人財	化人標事務	のの・・会	具運評評計	体営価価制	的組制制度	な織度度・	制••••	度・・・・	設· · ·	計 · ·	内・・・・	容・・・・	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	i 1	1
	3		開	か	れ	た	大	学	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
第	5		本	県	高	等	教	育	•	研	究	レ	ベ	ル	の	向	上	ح	県	立	大	学	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第	6		県	の	行	財	政	约	革	ع <u>ا</u>	<u>.</u> σ.	) 関	信	Ŕ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第	7		改	革	推	進	体	制	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	1		熊	本	県	立	大	学	改	革	推	進	委	員	会	(	仮	称	)	の	設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	2		法	人	化	ま	で	の	日	程	(	案	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
用	語	の	解	説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
参	考	資	料	(	熊	本	県	立	大	学	の	概	要	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	0

## 第1 大学を取り巻く環境の変化

熊本県立大学(以下「県立大学」という。)は、昭和22年、戦後復興、 男女平等という流れの中、教養豊かな女子指導者層の育成という目的の下 に、熊本県立女子専門学校として発足し、昭和24年熊本女子大学となり ました。

その後、大学進学率の上昇や男女共同参画社会の進展などを踏まえ、平成6年に男女共学化などを柱に、熊本県立大学として拡充しました。また、21世紀が環境の世紀といわれることから、時代のニーズを反映し地域に貢献するために、平成11年に環境共生学部を設置しました。これにより、文学部、環境共生学部、総合管理学部という人文、自然、社会の3分野の学部、研究科を擁する総合大学として、「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」という3つの理念を掲げ、現在に至っています。

しかし、社会ニーズの多様化、少子化の進行等次のように大学を取り巻く環境は大きく変化し、各大学においては、生き残りをかけた改革が進められています。

## 1 大学への期待の高まり

社会経済が複雑多様化し、急速に変化していく中にあって、これに対応できる新しい知識や技術の必要性が高まっています。また、生涯学習に対するニーズも高度化、多様化しています。このような背景の中で、大学には、単に知識を教授する場としてだけではなく、社会の重要な知的拠点として、地域社会や企業、人々を教育研究の面でリードしていくという役割への期待が高まっています。

## 2 「大学全入時代」の到来

少子化の進行に伴う大学入学年齢人口の減少により、平成21年には、大学の志願者に対する収容力がほぼ100パーセントになる、いわゆる「大学全入時代」を迎えると予想されています。(平成10年10月大学審議会答申)

そのため、大学が受験生を「選ぶ」のではなく、受験生が大学を「選ぶ」 時代となり、これまで以上に、より魅力ある大学づくりが必要とされてい ます。

## 3 厳しい財政状況

厳しい経済情勢の中、本県の財政も極めて厳しい状況にあり、県は、これまで以上に効率的な行財政運営を求められています。県の一機関であり、公費が投入されている県立大学も例外ではなく、より一層効率的な大学運営を行い、県民から期待される大学になっていく必要があります。

このような大学を取り巻く環境の変化の中で、国立大学においては、個

性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開等を基本的な視点として、平成16年4月から国立大学法人へ移行し、公立大学においても、大学統合や地方独立行政法人化「の動きが活発化しています。また、私立大学も、生き残りをかけて独自の大学改革に取り組んでいます。

## 第2 県立大学の存在意義・役割と目指すべき大学像

第1の章で述べたように、大学が担う役割への期待の高まりや「大学全入時代」到来が迫る中で、各大学は今後の大学運営の戦略を検討しています。また、県立大学には公費が投入されていますが、これからますます県の財政状況が厳しくなってくることもあり、その存在意義も含めて大学運営の方針を県民に説明する責務が増しています。

このような状況を踏まえ、県立大学が県民に支えられた大学として地域社会のニーズにいかに応えていくかという視点から、今一度、県立大学の今日的な存在意義などを明確にした上で、県立大学を個性豊かでより魅力のある大学にするため、様々な創意工夫を凝らす必要があります。

県立大学は、本県唯一の公立大学であり、毎年、全学で1,500名を超える県民(学生)に対して、国立大学と同程度の学費で高等教育を提供しています。志願倍率(入学志願者数/募集人員)も、例年4倍を超え、また入学者の約7割が県内出身であるなど、高等教育機会の提供という点では、現在も県民から必要とされている大学であると言えます。

また、県民に支えられている大学であり、将来の本県経済、地域、文化の振興に資するため、企業、行政、教育等各方面で活躍できる優れた専門的人材を育成し、県内に供給しています。

さらに、研究成果を地域社会に積極的に還元し、経済・産業への貢献を 果たしていくため、高齢社会における生涯学習ニーズ等の高まりに応え、 授業公開講座、地域講演会やシンポジウムなどを開催するとともに、企業 や市町村との共同研究・受託研究を行っています。また、県立大学の施設 ・設備等を県民に広く開放しています。

このような現状からみて、県立大学の存在意義・役割は、地域社会に対する「高等教育機会の提供」、「人材の育成」、「教育・研究機能による貢献」であり、この役割を今後とも積極的に果たしていく必要があります。

そして、この存在意義・役割と県立大学が掲げる理念を踏まえ、次のような大学像を目標とします。

## 2 1世紀の地域社会を担う人材育成の拠点としての大学

高等教育を受ける機会を県民に提供し、21世紀の地域社会の発展に 貢献する有為で教養豊かな人材の育成拠点として、県民にとって存在感 がある大学。

地域社会の発展に貢献する知的創造拠点としての大学

今日の社会状況、文化状況に対応する専門的、最先端の学術研究の充実や、総合大学としての特色を生かした学際的な研究の推進により、地域活性化や環境問題など様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果の還元などを通じて地域社会の発展に貢献する知的創造拠点としての大学。

県民に開かれた学術、教育、文化等の学習・交流拠点としての大学 県民に開かれ、誰もが必要に応じて教育研究資源を活用できる学術、 教育、文化等の学習・交流拠点としての大学。

さらに、他大学との連携や海外協定校等との交流推進による、大学間の教育研究資源の共有化や情報交換、教員・学生の交流が活発な大学。

## 第3 改革への具体的取組み

## 1 大学全体

県立大学においては、目指すべき大学像を将来にわたって実現するため、「人材の育成」と「地域への貢献」を基本的な視点とし、大学全体として、次のような改革に取り組みます。

## (1)社会のニーズに対応する教育内容

第1の章で述べたように、大学に求められる役割も多様化しており、 県民から選ばれる大学、より魅力ある大学とするため様々な創意工夫 の必要があります。県立大学では、将来の地域社会の発展に貢献する 有為な人材を育成するため、次のような教育に関する取組みを行いま す。

学部教育では、教養教育と専門基礎教育を重視、充実します。また、 大学院教育については、社会人再教育ニーズへの対応を進めるととも に、高度職業人養成の充実について検討します。

幅広い視野や考え方、論理的思考能力を身につけさせるとともに、 学生の学習意欲を引き出し、現実の課題に柔軟に対応できる能力の育 成を図ります。

人文、社会、自然の3分野の学部を有する総合大学として、学際的・総合的な知識を形成するため、学部横断科目を導入します。また、他大学、海外の教育機関との単位互換等の連携を更に推進します。

学生の視点に立った教育内容・方法やカリキュラム<sup>2</sup>の改善について、全学的に企画・運営を行うための体制整備や教員の教育力向上を図るための取組みを充実します。

フィールドワーク <sup>3</sup>等を積極的に取り入れ、地域課題をテーマにした問題発見・実践的能力を養成するための科目を導入します。

英語教育や情報教育の充実については、達成すべき具体的な目標を 設定するとともに、他の分野についても、進級・卒業の認定に当たっ ての成績を厳密に評価し、卒業生の修得レベルの向上に努めます。

学生ニーズの高い資格と連動したカリキュラムを導入するなど実学的な教育を強化します。また、社会での体験活動やインターンシップ <sup>4</sup>を通じ、早い時期から社会への関心や就職観を身につけるよう実践を重視した教育を行います。

海外協定校等との交流を促進し、異文化への理解を深め、視野を広 げ、グローバルな問題提起のできる能力の育成を図ります。

## (2)パートナーシップ 5による特色づくり

県立大学は、県が設置する県内唯一の公立大学であり、県民とのパートナーシップをもとに次のような取組みを行い、地域課題の解決等に貢献します。

市町村、市民団体等の活動を支援するため、熊本県域をフィールドとした教育研究活動を積極的に進め、特色ある人材育成・地域貢献を行う大学を目指します。また、大学の持つシンクタンク <sup>6</sup>的機能を活かし、県政の課題解決に貢献します。

県内の小・中・高等学校、他大学を含む高等教育機関及び試験研究機関との連携を強化し、県の教育研究水準の向上に寄与します。特に、高等学校に対しては、教育方法の研究や教員の研修等での連携を進めます。

地域社会、産業界との連携を推進し、共同研究、受託研究や技術指導に取り組み、研究成果の還元を積極的に行います。

授業公開講座等の拡充や図書館をはじめとした大学施設の開放など、県民に広く大学を開放し、大学が持つ教育研究資源を誰もが必要に応じて活用できる学習・交流拠点を目指します。

以上のような取組みを実現するために、地域貢献の総合相談窓口である「地域交流センター<sup>7</sup>」を一層充実させます。

研究者交流や国際共同研究を一層推進し、研究水準の向上や教育内容の充実を図ります。

## 「目指すべき大学像」と改革への具体的取組みとの関係 【目指すべき大学像】 【大学全体としての取組み】 学部教育では、教養教育と専門基礎教育を重視。大学院教育では、社会 人再教育ニーズへの対応と高度職業人養成の充実。 学際的・総合的な知識形成のため、学部横断科目を導入。他大学等との 2 1 世紀の地域社会を担う人材 単位互換等の協力推進。 育成の拠点としての大学 幅広い視野や考え方、論理的思考能力を身につけさせるとともに、学生の学習意欲を引き出し、現実の課題に柔軟に対応できる能力の育成。 学生の視点に立った教育内容・方法やカリキュラムの改善について、全 学的に企画・適営を行うための体制整備や教員の教育力向上を図るため の取組み。 フィールドワークを取り入れ、地域課題をテーマにした問題発見・実践 的能力養成のための科目を導入。 - 接語教育や情報教育の達成目標の設定などによる卒業生の修得レベルの向上。 地域社会の発展に貢献する知的 創造拠点としての大学 学生ニーズの高い資格と連動したカリキュラム導入などの実学的教育強化やインターンシップの充実などによる、早い時期からの社会への関心や就職観を身につけさせる実践重視の教育。 海外協定校等との交流促進により、異文化理解を深め、グローバルな問 題提起ができる能力の育成。 ー 市町村、市民団体等の活動を支援するための、県域をフィールドとした 教育研究活動。 県内小・中・高等学校、高等教育機関、試験研究機関との連携強化による県の教育研究水準の向上。 地域社会、産業界との連携を推進し、共同研究、受託研究等により、研 究成果を還元。 県民に開かれた学術・教育・文 化等の学習・交流拠点としての 大学 授業公開講座の拡充等による県民への大学開放。 地域交流センターの充実。 研究者交流や国際共同研究の推進による、研究水準の向上や教育内容の 充実。

## 2 各学部

社会のニーズに対応した学部教育とするため、各学部の性格や特徴を活かしたカリキュラムや学科構成・コース設定・入学定員などについて再点検を行います。

## (1) 文学部

文学部は、人間とその文化について言葉や文学を通して探究する学部として、深い専門知識と幅広い教養、地域性と国際性を共に身につけ、両者を総合する視点や能力をつけた人を育成することを目指しています。日本語日本文学科及び英語英米文学科という伝統と実績のある2学科と並び、平成11年に総合文化コースを併設して総合性への志向を掲

げたところですが、時代の変化と社会の要請、学生の要望に応えていく ためには、一層の改革が必要であり、次のような取組みを進めます。

社会や学生のニーズ等に対応し、総合文化コース <sup>®</sup>の取扱いを含め、 抜本的な学科再編等や職業人としての能力育成を視野に入れたカリキュラム等を検討します。

地域性を打ち出すため、例えば、熊本学などの地域文化教育研究の 拠点化を目指すなど個性的な取組みを進めます。

研究機関としての存在意義を高めるために、県内の文化関係の団体・施設や中学校・高等学校等との人材の相互交流を含めた連携強化を進めます。

## (2)環境共生学部

環境共生学部は、自然と人間とが共生していく際の諸問題を総合的に 捉え、その方策を追求し、地域社会の発展と福祉の向上を目指すという 設置理念のもとに、生態・環境資源学専攻、居住環境学専攻、食・健康 環境学専攻の3専攻を設置しており、その設置理念を踏まえ、次のよう な取組みを進めます。

県では、「環境立県くまもと<sup>9</sup>」づくりに取り組んでいることから、 県と大学との連携強化に取り組みます。特に、県立の他の試験研究機 関や高等教育機関等とは積極的に連携します。

居住環境学専攻は、他大学の建築学科でも環境という視点を重視している中で、それとは異なる存在感を示す必要があり、ユニバーサルデザイン <sup>10</sup>に関する取組み強化などを進めます。

## (3)総合管理学部

総合管理学部は、法学や経済学など従来の専門分野の枠を越えた総合性を志向するアドミニストレーション 11を学べる全国的にもユニークな学部ですが、その理念を教育研究に具体的に反映させるとともに、その特色をなお一層活かせるような取組みを進めます。

社会が即戦力を必要としていることから、学生が一定の専門性を有することができるような教育内容とすべきであり、専門コース制の導入などを早急に検討します。

県や市町村、地域社会が抱える問題や政策課題等について情報収集を行い、これらの団体やNPO等に対するシンクタンク・コンサルタント的な機能を果たします。

他学部に比べて入学定員が多く、学生の学力も多様であることから、 入試科目も含めた学生選抜方法等を検討します。

## 3 大学院各研究科

大学院各研究科においては、前述のように、社会人の再教育、高度職業人の養成、研究者の養成を充実するとともに、地域社会の各分野において 指導的な役割を果たす人材を養成するための実践的な教育を行います。

## (1) 文学研究科

今後の社会ニーズを踏まえ、文学研究科の今日的意義を検証し、教育研究目標や研究体制等の今後のあり方について、抜本的に検討します。

## (2)環境共生学研究科

平成15年度に修士課程がスタートしましたが、より高度な教育研究を行い、より専門性の高い優秀な人材を育成していくため、博士課程を設置するとともに、環境などの面で、地域社会や企業との連携をさらに深めていきます。

また、学部と同様に、県と大学との連携強化に取り組み、「環境立県 くまもと」づくりに貢献します。特に、県立の他の試験研究機関や高等 教育機関等とは、研究資源の共有化や情報交換を行うなど積極的に連携 します。

## (3)アドミニストレーション研究科

地方分権や市町村合併が進む中、広く政策形成や実施・評価等に携わる人材の養成が求められています。

また、現在、アドミニストレーション研究科には、行政分野等の社会 人も多く入学しています。

これらの状況を踏まえ、公共政策系などの高度な専門職業人養成を行 えるように、コース設定やカリキュラム編成を検討します。

また、情報技術の進展に伴う時代の要請に応えるために、新たに情報 系について研究領域に加えることを検討します。

## (4)看護・福祉系の研究科

高齢化が進んでいる本県においては、将来の高度医療や地域福祉を支える質の高い保健・看護・福祉職員の養成が求められています。特に、看護管理や福祉政策等に関する分野に関しては、アドミニストレーション研究科にこの分野からの社会人も入学しているなど再教育ニーズもあることから、大学院(看護・福祉系)の設置を検討します。ただし、これについては、既存学部にない教育分野でもあり、十分な教育効果を発揮できるかどうか等を検討します。

なお、設置を検討するに当たっては、関連する他の教育・研修機関との連携方策、統合化等についても考慮します。

- 4 設置者としての取組み
- (1)大学の設置者である県としても、県政の課題解決に資するため、大学 の持つシンクタンク的機能を積極的に活用し、大学との共同又は委託に よる調査・研究を進めます。
- (2)県政の課題解決に資する人材の育成のため、県職員の研修の場として 大学院の活用等に努めます。また、大学教員が持つ専門分野の知識を活 かすため、大学教員を県の関連部局で受け入れることも検討します。
- (3)教育研究の充実や実践的な教育の強化を図るため、教材等に活用できるよう県政に関する情報を大学に提供したり、県職員が教員として行政 現場での課題や県の政策を講義するなどの取組みにより、積極的に大学 を支援します。

## 第4 改革実現のための方策

## 1 公立大学法人化

これまで述べてきたような様々な改革を実現し、より魅力ある大学にするためには、県立大学が自主的・自律的に大学運営を行い、教育研究活動の活性化が図られるような組織形態となる必要があります。

そのための方策として、主に次のような理由から、県立大学に地方独立 行政法人制度の導入(公立大学法人化)を行います。

## 機動的な意思決定システムの構築が容易である

第1の章で述べたように、大学を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化に迅速に対応し、学生や地域社会の期待に的確に対応していくためには、迅速な意思決定が不可欠です。

地方独立行政法人制度では、人事・財政に関する権限の一部が設置者側から法人の長に移るとともに、学内の権限についても、法人の長に集中させる仕組みとなっています。これにより、これまで設置者との協議が必要であった事項について大学が自主的に意思決定を行うとともに、学内の意思決定に時間がかかりすぎる原因の一つと言われているこれまでの機関について審議事項を精選することで、機動的な意思決定システムを構築することが容易になります。

## 学外に開かれた大学となる

公立大学として設置され、公費が投入されている以上、その存在意義や大学運営について、県民に対し説明責任を果たすことは当然であり、 県財政が厳しくなる中、その重要性は一層増しています。地方独立行政 法人制度を導入することにより、次のように、学外に開かれた大学運営 となり、県民への説明責任を果たす体制が充実します。 ア 学外の意見を意思決定過程に反映させる仕組みづくりが容易である時代の変化や流れに敏感に対応していくためには、常に学生や地域の期待がどこにあるのかを把握していくことが必要ですが、現在は、年1、2回開催している学外有識者10名で組織する運営協議会が任意の組織としてあるのみです。

地方独立行政法人制度では、重要事項を審議する機関への学外者の 参画を想定しており、広く学外者の意見を採り入れ、意思決定過程に 反映できる仕組みとなっています。

## イ 権限と責任が明確になる

現在は、学長が決定するとされている事項についても、教授会や評議会の議を経るべきことが関係法令等で規定されているものが多く、 大学内における権限と責任が不明確な部分があります。

公立大学法人では、法人の長に権限を集中させることによって、責任ある意思決定が可能となります。

ウ 計画的な大学運営と評価制度が構築される

現在は、大学としての目標やその達成度を全体的に評価するシステムが制度化されておらず、大学の運営が県民から見えにくいものとなっています。

地方独立行政法人制度では、中期目標・中期計画を策定し、毎年度及び目標・計画期間終了時に第三者による評価を行い、その結果を運営に活かしていくシステムが法定されており、さらに中期目標・中期計画及びその評価について、公表することが義務づけられていることから、大学の目標や達成度が県民から分かりやすい仕組みになります。

## エ 大学の財政状況が明らかになる

大学の財政状況については、その収支が県全体の予算、決算の中に 組み込まれているため、大学単独の財政状況については、把握しにく い面があります。

地方独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則 <sup>12</sup>によることとされ、毎年、財務諸表を作成し、監査を受け、それらの結果の公表が義務づけられていることから、透明性の高いものとなります。

人事・財政制度が弾力化され、機動的な大学運営が可能となる

## ア 人事制度

現在、県立大学の教職員は、地方公務員法等の規定が適用され、公 務員の身分を有していますが、公立大学法人の教職員の身分は非公務 員となります。これによって、営利企業等への従事制限の規定の適用 が外れることから、産学官連携の推進や地域社会への貢献などの学外 活動が行いやすくなります。

また、設置者と別法人となり、教員人事なども大学が自律的に行う こととなることから、社会ニーズに合わせた組織体制の整備が機動的 に行えることとなります。

## イ 財政制度

現在、県立大学は、県の一組織であり、地方自治法の財務に関する 規定が適用されることから、単年度予算主義となっており、教育研究 上数か年にわたる中長期的な取組みが必要とされる場合は、年度ごと の予算の確保、決算が必要です。また、余剰金を内部留保するとか、 自己収入や経費節減した分を次年度に持ち越し新たな使途に使える制 度とはなっていません。

一方、前述のように地方独立行政法人制度の会計は、企業会計原則によるものとされており、これにより、数か年にわたる教育研究上の取組みや自己収入の次年度への持越しなど柔軟な対応が可能となります。

なお、法人化によって、外部からの役員報酬等新たな経費も発生することとなりますが、法人化を契機として、現在大学運営に要している経費の見直しや、外部資金の積極的な獲得により、財政面でも効果が発揮できるよう取り組む必要があります。

なお、公立大学法人への移行時期は、法人化のための準備期間を考慮し、 平成18年4月とします。

## 2 法人化の具体的な制度設計内容

地方独立行政法人制度は、地方独立行政法人法にその枠組みが規定されていますが、具体的な制度設計については、法人の設立団体である県に委ねられています。

今後、県、大学及び外部有識者等で構成する委員会においてその詳細を 検討する予定ですが、本基本方針では、その検討の枠組みを示すこととし ます。

## (1)法人の運営組織

## 理事長

法人の長として、理事長を置きます。理事長は、法人運営の最高・最終責任者として法人を代表して、強力なリーダーシップを発揮します。 また、経営面と教学面を総合的に調整し、機動的な意思決定を促進する意味から、原則として、理事長が学長を兼務します。ただし、法人化

後の経営面は重要であることから、別々に置くことも検討します。

## 理事長(学長)を中心とした執行体制

権限と責任を理事長(学長)へ集中した場合、一人に負担がかかることも考えられるため、企画調整を行うなどトップを支える執行体制(教学担当副学長、経営管理担当副学長設置など)を強化します。

また、副学長、学部長、研究科長、学生部長、附置機関の長は、その職務の特性や学部、研究科等運営の実情を踏まえつつ、理事長(学長)が選考、任命します。

## 理事会(仮称)

理事長(学長)の権限の行使をチェックし、また、法人運営に関する 重要事項や知事認可・承認が必要な事項について審議する機関(理事会) の設置について検討します。

## 経営協議会(仮称)

法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、「経営協議会(仮称)」を設置します。「経営協議会(仮称)」には、学外からの意見を広く取り入れるため、構成員の半数程度は学外者とします。

## 教育研究評議会(仮称)

教育研究に関する重要事項を審議する機関として、「教育研究評議会 (仮称)」を設置します。

## 学長選考会議(仮称)

理事長(学長)の任免は、法人の申出に基づき知事が行いますが、その申出に先立ち理事長(学長)を選考するために、「経営協議会(仮称)」と「教育研究評議会(仮称)」から選出された者で構成する「学長選考会議(仮称)」を設置します。この「学長選考会議(仮称)」の構成員に学外者を入れることにより、理事長(学長)の選考に、学外からの意見を取り入れます。

#### 教授会

理事長(学長)がリーダーシップを発揮し、大学の機動的運営を確保するとともに、教員の教育研究以外の負担を軽減し、教育研究活動を十分に行える環境を確保する意味からも、教授会の審議事項を整理・精選し、「教育研究評議会(仮称)」などの新たな組織との役割分担を図ります。

#### 事務局

## ア 大学運営の企画立案等への事務局の積極的参画

法人化を契機として、自主的・自律的な大学運営を行っていくうえで、総務・財務面の役割や企画調整機能が重要になることから、今まで以上に事務局が責任を持って大学運営の企画立案等に参画することが必要です。

このため、事務局長を副学長、理事又は経営協議会(仮称)の構成

員とするなど、大学運営に責任を持って参画できる環境を作ります。

イ 専門的知識・能力を有する職員の採用・育成

大学経営や研究支援など専門的な知識・能力を有する職員を、大学の自律的、戦略的な人事方針に基づき採用、育成します。

また、法人への移行が円滑に行われるように、法人への県職員の派遣について検討します。

## (2)目標・評価制度

公立大学法人は、知事が策定する中期目標に基づき、法人が策定し知事が認可する中期計画によって運営されることになります。また、その評価は、県の附属機関である評価委員会によって、毎年度及び6年間の中期目標期間終了時に行います。

## 中期目標

中期目標の原案は、法人が法人内の審議機関を経て作成し、知事はそれに配慮して、中期目標を決定します。

## 中期計画

中期計画は、可能な限り具体的な数値目標を掲げます。計画期間は 6 年間ですが、 3 年ごとに見直しを行います。

## 年度計画

年度計画は、中期計画に基づき法人が作成しますが、当該年度に特に 重点的に取り組む事項を定めるとともに、中期計画の進行管理を行いま す。

## 評価制度

## ア 評価委員会

評価に当たっては、大学における教育研究の特性に配慮する必要があることから、評価委員会の構成員には、大学の教育研究や運営に関して高い識見を有する者の参画を検討します。

## イ 評価結果の活用

評価委員会による評価の結果を、県から法人へ交付する運営費交付金 <sup>13</sup>の算定に反映させます。

## (3)人事・評価制度

非公務員型地方独立行政法人のメリットを活かし、教育研究活動を活性 化するための弾力的な人事・評価制度を構築します。

## 兼業・兼職制限の緩和

非公務員型の法人となり、地方公務員法の営利企業等への従事制限の 規定の適用が外れることから、地域貢献、産学連携等を促進し、積極的 に学外活動を展開できるよう、兼業・兼職制限の緩和を図ります。

ただし、制限緩和に当たっては、教育活動への支障が生じないように

## 配慮します。

評価制度

教員個人の業績を適正に評価するシステムを構築し、研究費の傾斜配分や教員の給与・処遇に反映させる仕組みを工夫します。

システム構築に当たっては、教育研究活動だけではなく、地域貢献、 学内活動なども評価基準に加え、多角的で適切な評価となるよう留意し ます。また、学生による授業評価についても、教育活動の評価基準とし て活用できないか検討します。

## 人事制度

大学の中期目標・中期計画に基づく人事配置方針により、教員の採用は、原則として公募制とし、有能な人材の登用を進めるとともに、非常勤あるいは客員など外部教授陣の確保を積極的に行います。

また、多様な知識又は経験を有する教員の交流を進め、教育研究を進展させるために、原則として全教員に任期制を導入します。

## (4)財務会計制度

会計制度

法人の会計制度は、原則として企業会計原則によるものとされています。これによって、会計手続の弾力化・迅速化が期待でき、複数年度にまたがる資金投入の計画的な執行が可能となり、長期にわたる研究活動が保障されます。

## 運営費交付金

地方独立行政法人法第42条の趣旨に鑑み、運営費交付金のあり方に ついて検討します。その際、評価委員会による評価結果を適切に反映さ せることについても、併せて検討します。

自己収入の取扱い

- ア 受託研究費、共同研究費、寄附金、科学研究費補助金 <sup>11</sup>などの外部 資金の獲得を積極的に行い、自己財源の拡大に努めます。
- イ 学生納付金等の経常的な収入と外部資金等の臨時的収入とを区分し、後者については、運営費交付金のあり方検討において、法人自らの経営努力へのインセンティブ <sup>15</sup>を付与する仕組みを工夫します。

## 施設整備費

大学の施設整備については、財産出資のあり方の検討結果、整理等も 踏まえて、その財源確保について検討します。

## 3 開かれた大学

県立大学は、県民に支えられていることを十分認識し、大学の運営状況等を情報公開し、説明責任を果たしていくとともに、公開講座や地域連携の取組み、教育研究の活動成果などを積極的に県民へ発信していきます。

併せて、社会的な知的情報拠点である大学として、自らの情報の適切な保存・管理に努めます。とりわけ、個人情報については、所要の規程整備を行うなど適正な保護措置を講じます。

また、中期目標等の策定に当たっては、県民の意見が十分反映されるようパブリック・コメントの実施を検討します。

## 第5 本県高等教育・研究レベルの向上と県立大学

県立大学は、文学部・環境共生学部・総合管理学部の3学部と各分野の大学院を有し、総合的・学際的な学問分野に対応した幅の広い教員組織をはじめとする豊かな人的・物的資源を有しています。

今後は、こうした県立大学が有する人的・物的資源の一層の活用を図るとともに、必要に応じ県内の他大学をはじめとする高等教育機関・研究機関との連携、相互補完、連合体の形成などを検討していきます。これにより、県全体の高等教育・研究レベルの向上を図ります。

## 第6 県の行財政改革との関係

本県においては、厳しい財政状況や社会状況の変化に対応するために、 行財政改革に取り組んできたところですが、国の「三位一体の改革」の影響により、平成16年度の地方交付税等が前年度に比べ約300億円減少 するなど財政状況は深刻化しており、今後、県は更に徹底した業務の減量 化・効率化が必要となっています。

県立大学が、法人化後も公費の投入が見込まれる以上、本基本方針に掲げた様々な改革に取り組みつつ、存在意義・役割として掲げた、地域社会に対する「高等教育機会の提供」、「人材の育成」、「教育・研究機能による貢献」についても、引き続き点検を行っていく必要があります。

具体的には、評価委員会による業務の実績に関する評価を踏まえつつ、 広く県民の意見をいただきながら、検討を続けていくこととします。

## 第7 改革推進体制等

1 熊本県立大学改革推進委員会(仮称)の設置

本基本方針に掲げた様々な改革(法人化含む)への取組みを実現するため、設置者である県、県立大学及び外部有識者等で構成する「熊本県立大学改革推進委員会(仮称)」を設置し、具体的な改革推進方策等について

検討します。特に、法人化については、相当な準備期間と多くの準備作業が必要なことから、委員会の下に、組織・運営検討部会(仮称)や財務会計検討部会(仮称)等いくつかの検討部会を設けて、詳細に検討します。

## 2 法人化までの日程(案)

平成17年 9月公立大学法人定款等議決12月中期目標案議決平成18年 1月公立大学法人設置認可申請3月法人への出資、関係条例等議決4月公立大学法人熊本県立大学発足

## 用語の解説

## 1 地方独立行政法人

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人のことです。

## 2 カリキュラム

教育課程。学校教育の内容・計画を発達段階や学習目的に応じて配列したもの。

## 3 フィールドワーク

現実的課題や地域課題に関心を持ち、対応できる能力を高めるため、学習テーマの素材を地域のフィールドに求め、「理論を現場(地域)に学ぶ」ことを徹底した体験的、実践的な学習方法です。

## 4 インターンシップ

大学と企業などが協力して、学生が在学中に、自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えることです。日本では、夏季休業期間中に2週間程度実施するのが一般的です。

#### 5 パートナーシップ

ユニバーサルデザインと並び、熊本県が県政運営の柱と位置づけている考え方です。多様化する県民のニーズに対応して、公益的な課題の解決に向けて取り組む場合に、県民、企業、学校、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする民間非営利団体、市町村等の様々な主体と県が一緒になり、お互いの主体性や特性を尊重し、対等な立場で連携していくための行動原理です。

## 6 シンクタンク

頭脳集団、総合研究所の意。行政等における政策や戦略の形成過程で必要とされる情報の収集や分析などを行う研究機関のことをいいます。

#### 7 地域交流センター

地域貢献に関する総合相談窓口として、大学が行う地域貢献を組織的に行うことを目的に、平成15年度から開設。地域のニーズと大学の知的資源・情報・人材を調整しています。

## 8 総合文化コース

文学部は、英語英米文学科と日本語日本文学科の2学科制ですが、その中の1コースとして設定しているもので、具体的には、所属の学科にかかわらず文学部共通科目の中の「総合文化」科目の担当者の研究室に所属して卒業論文の準備を行います。

総合文化コースでは、所属する学科で学んだ知識を基礎としながらも、その枠を越えてドイツ語圏、フランス語圏、中国語圏などの世界の多様な言語・文化や歴史、そして言語学、心理学、思想、哲学などを研究テーマとしたり、比較や総合の視点から新たな研究テーマを自分で創り出していくことができます。

## 9 環境立県くまもと

「県民や企業、行政などがあらゆる活動を展開するに当たって、熊本の素晴らしい自然環境を守り育て、環境への配慮を当たり前のこととして行う循環と共生を基調とする社会」のことです。

## 10 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍(言語)や障害の有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味します。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われます。

#### 11 アドミニストレーション

アドミニストレーションは「管理」と訳されますが、ここでいう「管理」とは、人と人とをスムーズに協力させて、ある目標を達成するにはどうすれば最もよいか、という課題のことです。たとえば、国や都道府県、市町村などの行政機関や、さまざまな企業だけでなく、市民のボランティア団体などでも問題になります。このような課題を解決していくためには、行政、社会、政治、法律、経営、経済、倫理哲学などの幅の広い知識が必要です。

総合管理学部では、行政、経営、情報、地域の4つのコースが設けられています。

#### 12 企業会計原則

「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するのに当たって従わなければならない会計の基準」である「企業会計原則」(昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告)を頂点とし、企業会計審議会によって定められた各種の下位の基準等から構成される会計処理の包括的な体系のことです。

公会計(官庁会計)が、単式簿記・現金主義であるのに対して、企業会計では複式簿記・発生主義であり、この違いから、作成する書類の種類、内容、形式が異なります。

## 13 運営費交付金

地方独立行政法人の業務運営の財源として、設立団体(県)から交付するものです。これは、使途を特定しない、いわば「渡し切り」の交付金です。地方独立行政法人法は、第42条で、「設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」と規定しています。

## 14 科学研究費補助金

様々な研究費のうち「研究者の自由な発想に基づくもの(学術研究)」に対して助成する補助金です。この補助金は、あらゆる分野の優れた学術研究を格段に発展させることを目的とする日本の代表的な競争的資金(研究者などから提案された研究開発課題について、事前審査を経て配分される資金)であり、我が国の研究基盤を形成していくための基幹的経費です。(平成15年度文部科学白書より)

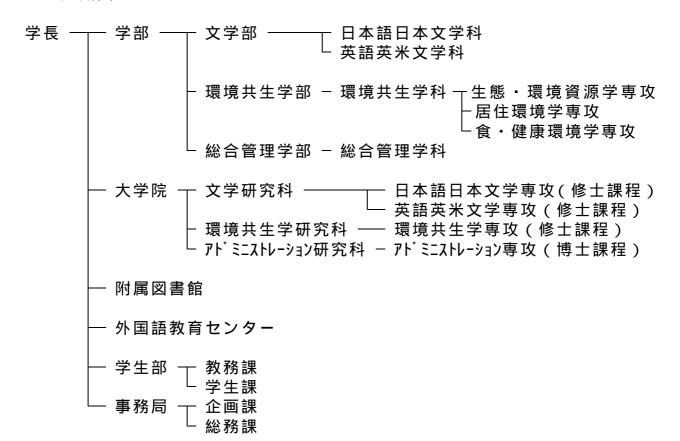
## 15 インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激策。個人が行動を起こすときの内的欲求(動因:ドライブ)に対して、その欲求を刺激し、引き出す誘因(インセンティブ)を指している。企業では、自社の従業員を動機づけるためだけでなく、販売店の販売意欲や消費者の購買意欲を駆り立てる目的でも用いられる。具体的には、報奨金、表彰、景品などの形をとる。

## 熊本県立大学の概要

1 沿革 昭和22年4月 熊本県立女子専門学校創立(熊本城内) 昭和24年4月 熊本女子大学開学(学芸学部のみ) 昭和25年6月 熊本市大江町渡鹿に校舎移転(現:県立劇場敷地) 学部学科名称变更(学芸学部 文家政学部) 昭和28年4月 昭和55年4月 熊本市健軍町水洗(現:月出)に移転(現在地) 学部学科改組(文学部、生活科学部の2学部制) 平成 5年4月 大学院設置(文学研究科:修士課程) 大学名称を「熊本県立大学」に変更 平成 6年4月 学部増設(総合管理学部) 全学的に男女共学に移行 開学50周年 平成 9年 平成10年4月 大学院研究科増設(アドミニストレーション研究科:修士課程) 平成11年4月 生活科学部を環境共生学部に改組 平成12年4月 大学院博士課程設置(アドミニストレーション研究科) 平成 1 5 年 4 月 大学院研究科増設(環境共生学研究科:修士課程)

## 2 組織図



## 3 組織

学生数(平成16年5月1日現在) ・学部学生

<u> </u>	入学定員	総定員	学 生 数
<b>〈文学部〉</b> 日本語日本文学科 英語英米文学科 小 計	4 0 4 0 8 0	1 6 0 1 6 0 3 2 0	1 8 8 1 9 7 3 8 5
マ環境共生学部 > 環境共生学部 > 環境共生学科 生態・環境資源学専攻 居住環境学専攻 食・健康環境学専攻 ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0 4 0 4 0 1 0 0	8 0 1 6 0 1 6 0 4 0 0	9 2 1 6 7 1 6 8 4 2 7
<生活科学部> 食物栄養学科 生活環境学科 小	0 0 0	0 0 0	1 1 2
< 総合管理学部 >       総合管理学科       小       合	2 8 0 2 8 0 4 6 0	1 1 2 0 1 1 2 0 1 8 4 0	1 2 2 1 1 2 2 1 2 0 3 5

環境共生学部は平成11年4月設置。生活科学部は平成11年度入試から学生募集を停止。

## ・大学院生

	入学定員	総定員	学 生 数
<b>〈文学研究科〉</b> 日本語日本文学専攻	5	1 0	8
<u>英語英米文学専攻</u> 小 計	1.0	2.0	1 2
<b>&lt;アドミニストレーション研究科&gt;</b> アト・ミニストレーション専攻		2 0	. =
博士前期課程 博士後期課程	1 4 4	2 8 1 2	2 6 1 0
小計	1 8	4 0	3 6
<b>&lt; 環境共生学研究科 &gt;</b> 環境共生学専攻	2 0	4 0	4 9
<u>小計</u> 合計	2 0 4 8	4 0	<u>49</u> 97

教員数(平成16年4月1日現在)

TA 55 XA \   174   0		<u> </u>			
	教 授	助教授	講師	助手	計
<文学部>					
日本語日本文学科	4	4	0	0	8
英語英米文学科	3	4	1	0	8
総合文化・教職	6	2	1	0	9
小 計	1 3	1 0	2	0	2 5
< 環境共生学部 > 環境共生学科 環境共生学科 生態・環境資源学専攻 居け環境学専攻	5 4	5 4	00	0 0	1 0 8
居住環境学専攻 食・健康環境学専攻	5	5	2	3	1 5
小 計	1 4	1 4	2	3	3 3
<総合管理学部>	1 6	1 4	4	2	3 6
小 計	1 6	1 4	4	2	3 6
合 計	4 3	3 8	8	5	9 4

職員数(平成16年4月1日現在)

事務局	学生部	附属図書館	計
1 6	1 1	4	3 1

事務局には、大学院研修生 1人及び私学文書課併任者 を含む。

## 4 就職率(過去6ヵ年)

1	₩.	بدر	07	`
(	单	11/	7/0	)

						<u> 半位 . % ) </u>
	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
<文学部>						
日本語日本文学科	88.2	80.0	96.3	65.4	84.2	73.3
英語英米文学科	100.0	57.6	84.2	76.2	78.6	68.0
小 計	94.9	67.2	91.3	70.2	80.9	70.9
<生活科学部>						
食物栄養学科	84.6	90.3	100.0	94.1		
生活環境学科	86.7	73.3	67.7	65.7		
<環境共生学部>						
生態環境資源学専攻					100.0	100.0
居住環境学専攻					71.4	80.0
食健康環境学専攻					95.5	100.0
小 計	85.7	83.3	82.5	79.7	87.7	91.5
<総合管理学部>						
総合管理学科	96.7	83.5	93.0	84.6	88.3	79.8
小 計	96.7	83.5	93.0	84.6	88.3	79.8
合 計	94.2	80.5	90.8	81.4	87.1	80.4

## 5 地域貢献

## <生涯学習>

## 授業公開講座

内 容:地域の人々に対して学習の機会を提供することを目的として、大学の

正規の授業を公開し、本学学生と一緒に受講する制度。(平成2年度~)

講 座:語学・教養科目、言語・文学、環境・栄養学、経済・法律・行政学等

受講資格:学生を除く18歳以上の県民の方

受講期間:前期(4月~7月)後期(10月~1月)通年(4月~1月)

受講料:1講座につき、半年間 5,000円、1年間 10,000円

## 状 況

年度	9	10	11	12	13	14	15	16
講座数(前期・通年)	6 9	6 2	4 8	6 1	5 8	7 0	7 1	9 3
(後期)	2 9	2 9	3 2	3 3	3 0	3 7	3 6	4 8
講座数計	9 8	9 1	8 0	9 4	8 8	1 0 7	9 7	1 4 1
申込者数	5 1 3	3 8 5	4 1 9	5 1 6	5 1 3	6 1 0	5 8 9	4 0 4
受講者数	3 9 1	3 2 3	3 4 6	4 0 7	4 2 4	5 0 5	4 7 9	3 4 5

<sup>\*</sup> H16 の講座数(後期)は予定数、申込者数・受講者数は前期・通年分のみ。

#### 地域護演会

本学の教員を県内の市町村に派遣し、地域住民の方々を対象に身近なテーマについて講演を実施。

## 【平成15年度実績】

第1回 「いま、子育でにとって一番大切なこと」(三加和町 H15.7.5 実施) 講師 総合管理学部 教授 石橋 敏郎

第2回 「最近の環境問題」(姫戸町 H15.11.12) 講師 環境共生学部 教授 篠原 亮太

第3回 「徒然草の周辺」(宮原町 H15.11.25)

講師 文学部 助教授 鈴木 元

第4回 「高齢者と財産管理」(植木町 H15.11.28)

講師 総合管理学部 教授 赤松 秀岳

第5回 「教育と子育て」(熊本市 H16.2.12) 講師 文学部 教授 弘谷 多喜夫

## 公開講演会、環境共生フォーラム

国内外の著名な専門家や研究者を講師として招へいし、本学の教育に関連した テーマでの講演会を県民にも公開で実施。

また、地域環境と人間生活の共生について、県民とともに考えていくため、研究成果を発表する環境共生フォーラムを開催。

## 【平成15年度実績】

第1回 「自然の災害と人間が生きること」(H15.10.24実施)

講師 京都大学大学院地球環境学堂 教授 小林 正美

第 2 回 「テレビが変える日本のことば - テレビ制作 3 0 年の現場から - 」 (H15.10.30 実施)

講師 朝日放送株式会社 局長プロデューサー 松本 修

第3回 「熊本型サステナブル社会の可能性」(H15.11.22 実施)

講師 放送大学 教授 鈴木 基之

第3回は、環境共生フォーラムの一環として開催。

## くまもと食の安全安心フォーラム

熊本県、くまもと食の安全安心県民会議との共催により、食の安全安心に係る県民への情報提供及び自発的かつ活発な取組みを促進することを目的として、フォーラムを開催し、栄養士関係者や消費者などを中心に400名が参加。

テーマ:これからの食を考える~自ら選び食する力を育む~」(H16.1.30 実施) 基調報告 「国民に信頼される食品安全行政に向けて」

講師 内閣府食品安全委員会委員 坂本 元子

第1分科会 「食のリスクとは」

講師 徳島大学 教授 関澤 純

第2分科会 「輸入食品(魚介類)の安全性」

財団法人 日本冷凍食品検査協会 野口 玉雄

第3分科会 「食育から見た栄養と健康」

講師 和洋女子大学大学院 教授 坂本 元子

第4分科会 「食品表示制度について」

講師 独立行政法人 農林水産消費技術センター 門司センター 國政 晋朗

## 熊本県立大学地域交流センターシンポジウム

(財)熊本開発研究センターとの共催により、少子高齢化と人口減少による2030年の熊本を予測した基調報告、これからの地域づくりの方向性についてパネルディスカッションをを実施し、市町村行政職員や県職員を中心に160名が参加。(H16.2.18 実施)

基調報告 「2030年の熊本の少子高齢化状況」

講師 財団法人熊本開発研究センター 調査研究部長 服部 忠敏シンポジウム 「少子高齢社会を検証する! - 私たちのまちが生き残るための政策とは? - 」

コーディネーター 総合管理学部 教授 米沢 和彦 パネリスト 総合管理学部 教授 久間 清俊 総合管理学部 助教授 今里 佳奈子 総合管理学部 助教授 小泉 和重 財団法人熊本開発研究センター 服部 忠敏

## <施設開放>

附属図書館

県内居住(18歳以上)または県内事業所に勤務する人であれば、本学が発行する「一般利用証」により、館内で自由に閲覧でき、貸出しも可。

第2グラウンドジョギングロード

一般に開放し、健康・体力づくりに活用されています。

## <地域・行政・産業界との連携>

企業から寄附金を受け入れての研究、企業や市町村との共同研究、企業や県・ 市町村への研修講師派遣等を実施。

## 【平成15年度実績】

・受託研究 5件

・教育研究奨励寄付金の受け入れによる教育研究 18件

・社員(職員)研修への講師派遣 52件

·講演会講師派遣 62件

・各種審議会等への委員として派遣 125件

・受託調査(地域からの依頼を受け、本学学生が地域課題の調査を実施) 3件

上記のほか、文化、自然、社会等の領域における地域振興の一助となる研究や、 設置者である熊本県からの依頼研究等 5 種類の研究事業を通じて、研究活動を通 じた地域貢献を実施。

## ・地域貢献研究事業

【平成15年度実績】

地域振興支援研究 6件 学術高度化研究 4件 設置者からの依頼研究 11件

外部からの研究資金の受け入れ実績

(単位:千円)

	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
受託研究	9,422	14,081	8,265	13,133	15,235
	(2件)	(3件)	(2件)	(5件)	(5件)
教育研究奨励寄附金	2,500	14,980	25,274	35,107	21,100
	(2件)	(17件)	(20件)	(29件)	(18件)

<sup>\*</sup> 理科系の環境共生学部の立上げに伴い、H11から本格的に研究協力諸制度の 整備に着手。

## < 熊本県立大学地域交流センター>

地域貢献に関する窓口として、大学が行う地域貢献を組織的に行うことを目的 に、平成15年度から「熊本県立大学地域交流センター」を開設。

## 地域交流センターの主な事業

- (1) 行政との連携に関すること(地域貢献研究、市町村受託調査等)
- (2) 企業等との連携に関すること(受託研究、教育研究奨励寄附金等)
- (3) 地域住民等との連携に関すること(授業公開講座、公開講演会等)
- (4) 小中高校との連携に関すること(出前講座、オープンキャンパス等)
- (5) 大学間の連携に関すること
- (6) 地域交流に関する情報の収集及び情報の提供(ホームページ、大学案内等)